

兵高教組

2020年9月28日

## 調査情報 11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

兵庫の教育の発展、教職員と教職員集団の力量の向上につながるように運用を

## 積極的に評価の開示を求めましょう-教職員人事評価・育成システム-

兵庫県の教職員人事評価・育成システムは、正規の教職員(再任用者は含む)が対象で、「教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資すること」が目的であるとされています。10月1日を基準日として定期評価がおこなわれ、校長・教頭による評価[評価・育成項目ごとの評価と総合評価(絶対評価)、および全体評価(絶対評価)]を受けます。

[今年度から導入された臨時教職員(常勤・非常勤)の人事評価については、次号でお知らせします]

高教組は、教職員人事評価・育成システムを「兵庫の教育の発展、教職員と教職員集団の力量の向上」につながるものとするを、県教委との間で確認しています。人事評価を直接賃金や昇給に使う(成績主義賃金)ことについては一定の歯止めをかけていますが、開示等を通じて引き続きの監視が必要です。

## 項目ごとの評価の標準は「b」

評価・育成項目ごとの評価は「s, a, b, c, d」で記載され、特に問題ない場合は「b」となります。

この評価結果等をふまえて校長が、「職務の遂行状況に着目した評価・育成項目」と「発揮された意欲や能力に着目した評価・育成項目」のそれぞれについての総合評価(絶対評価)と、全体評価(絶対評価)を、次の評価基準に基づいておこないます。

S	極めて良好である
A	特に良好である
B	良好である(標準)
C	概ね良好であるが、一層の努力を期待する
D	問題がある

## 個人目標の欄は空欄でかまわない

教職員人事評価・育成システムの試行が始まった2005年度のうちに県教委は、「一般教職員に対する目標管理システムには無理がある」という認識を示し、「手引」でも、一般教職員への評価について『目標管理』による評価の手法を取り入れていません」としています。

2016年度から評価・育成シートに「今年1年間で重点的に取り組むこと」という欄ができて、校長が職員と面談した上で記入・活用することができるとされましたが、「目標管理」につながりかねないため、高教組は県教委との間で、この欄は空白でかまわないことを確認しています。

## 教育活動になじまない

そもそも、このような形の「評価」は教育活動になじむものではありません。しかも、これまでは、書かれた分掌まで前年度と同じままというおかしな評価などもありました。苦情申し出をして評価がやり直しになった例もあります。何が書かれているか書かれていないかは、見ないとわかりません。評価の開示でチェックする必要があります。

## 評価の開示[10/26(月)~11/13(金)]でチェックを

- (1) 評価・育成シートの提出(校長から県教委への提出期限)  
10月23日(金)
- (2) 評価結果の開示 10月26日(月)から11月13日(金)
- (3) 苦情の申し出 開示を受けた日から2週間以内の日

「評価に対する信頼性を高め、教職員のさらなる能力開発や人材育成に資するため」として、評価結果の開示を求めることができるとされています。全員の評価をしているのに、本人が求めなければ伝えないというもおかしな話ですが、本人が求めれば開示されます。コピーも、求めればもらえます。評価の開示で本人の不利になることはありません。

2017年度から再任用者も対象となっています。再任用者は一年ごとの任用ですが、任用の更新に際して評価が悪用されたりすることのないよう、注意が必要です。

開示された評価結果に納得できない場合は、その場で詳しく説明してもらいましょう。また、県教委へ「苦情の申し出」ができます。詳しくは高教組にお問い合わせください。

## 「提言シート」の記入・提出は強制ではない

「学校運営に係る提言シート」は、校長提出用と教育委員会提出用の2種類あります。今年度から提出方法が一部変更(パソコン利用)されますが、これまで県教委との間で確認している通り、記入も提出も強要されません。通知文にも「提言はあくまで自由記載であり、提出についても強制するものではありません」と書かれています。

## 組合だからできること

学校運営に関わる問題について、教職員と校長が胸襟を開いて直接対話して解決を図るのが本来の姿です。一方で、まともに対話できない管理職や、管理職のハラスメントなど、一人では難しい場合や自分ではやりにくいという場合もあります。そんなときは、組合の出番です。高教組にご相談ください。(提言シートを提出してはいけないという立場ではありません)

評価の開示で、しっかりチェックを。困ったことは高教組へ。(臨時教職員の人事評価については次号をご覧ください)